

# 議案第95号 小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

## 《改正の趣旨》

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、同基準に基づき定めている本条例を改正することとし、乳幼児への保育提供終了後、市の調整により引き続き乳幼児が必要な教育又は保育が受けられる場合に、家庭的保育事業者等の連携施設の確保を不要とする規定の追加、保護者が疾病等の理由で家庭においての乳幼児の養育が困難な場合に居宅訪問型保育を提供できるとする規定の追加等の改正を行うもの。

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年小松島市条例第37号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる_____。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 <u>市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たっ</u></p>	<p>改正</p> <p>追加</p>

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

て、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

追加

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) (略)

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する徳島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) (略)

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。\_\_\_\_\_))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する徳島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

改正

削る

改正



<p>第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合_____</p> <p>_____への対応等，保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し，居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師_____を，1人に限り，保育士とみなすことができる。</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては，連携施設の確保に当たって，第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病，疲労その他の身体上，精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等，保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し，居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師，<u>看護師又は准看護師</u>を，1人に限り，保育士とみなすことができる。</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては，連携施設の確保に当たって，第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち，法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて，市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については，第6条第1項本文の規定にかかわらず，連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	<p>追加</p> <p>改正</p> <p>追加</p>
--	--	-------------------------------

<p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日_____から施行する。</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を</p>	<p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日<u>(以下「施行日」という。)</u>から施行する。</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業_____の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を</p>	<p>改正</p> <p>追加</p> <p>削る</p>
---	--	-------------------------------

